

垂水市男女共同参画基本計画（後期計画）

垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



平成 26 年 3 月

垂 水 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
第3章 基本計画	3
第1節 人権に対する意識が高く、協働を大切にする“人づくり”	4
1. 男女共同参画の実態把握と情報提供	4
2. 男女共同参画についての教育・学習活動の推進	7
3. 共生・協働による地域づくりの推進	9
第2節 性別にかかわらず、個人の能力が発揮できる“環境づくり”	11
1. 子育て支援体制の充実	11
2. 職業能力の開発および再就職支援の充実	13
3. 女性が働きやすい職場環境づくりの促進	15
4. 農林水産業における女性の地位向上	17
第3節 すべての人が健康で、安全に暮らせる“社会づくり”	19
1. 生涯を通じた女性の健康支援	19
2. 女性に対する暴力等の根絶 (垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)	21
3. 高齢者・障害者等が暮らしやすい社会づくり	23
第4章 計画の推進体制	25
1. 推進体制	25
2. 進行管理および評価	25

第1章 計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨

今日、少子高齢化社会の本格的な到来、情報通信の高度化、人々の生活様式や価値観の多様化など、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は急速に変化しています。そうした変化に対応し、すべての人々が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて、国では新たに「第3次男女共同参画基本計画」(平成 22 年)が策定され、県では平成 25 年度を初年度とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市においても男女共同参画社会の実現を推進するために、その行動計画となる「垂水市男女共同参画基本計画(平成 20 年度策定)」の成果を引き継ぎ、後期計画を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項の規定に基づいて策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「第4次垂水市総合計画」やそれに基づく部門別計画との整合を図り、策定します。

本計画の第3章第3節のうち「2. 女性に対する暴力等の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当する「垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」です。

市民に対しては、この計画の趣旨をご理解いただき、家庭や職場、地域社会等における活動の中で、男女共同参画社会の推進に向けた取り組みを行うことを期待するものです。

また、民間企業や民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取り組みについて、市との積極的な連携を図りながら進めていただくことを期待するものです。

3. 計画の期間

垂水市男女共同参画基本計画は平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を計画期間としています。

本計画は、上記の後期にあたる平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会では、「男女の人権の尊重」の理念が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指しています。

このことを踏まえ、本市では、男女共同参画基本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

市民一人ひとりが人権を尊重しあい、
性別にかかわらず ともに参画し 活躍できる
地域づくりをめざして

また、計画の基本理念を踏まえ、より具体的な政策の目標として、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標① 人権に対する意識が高く、協働を大切にする“人づくり”

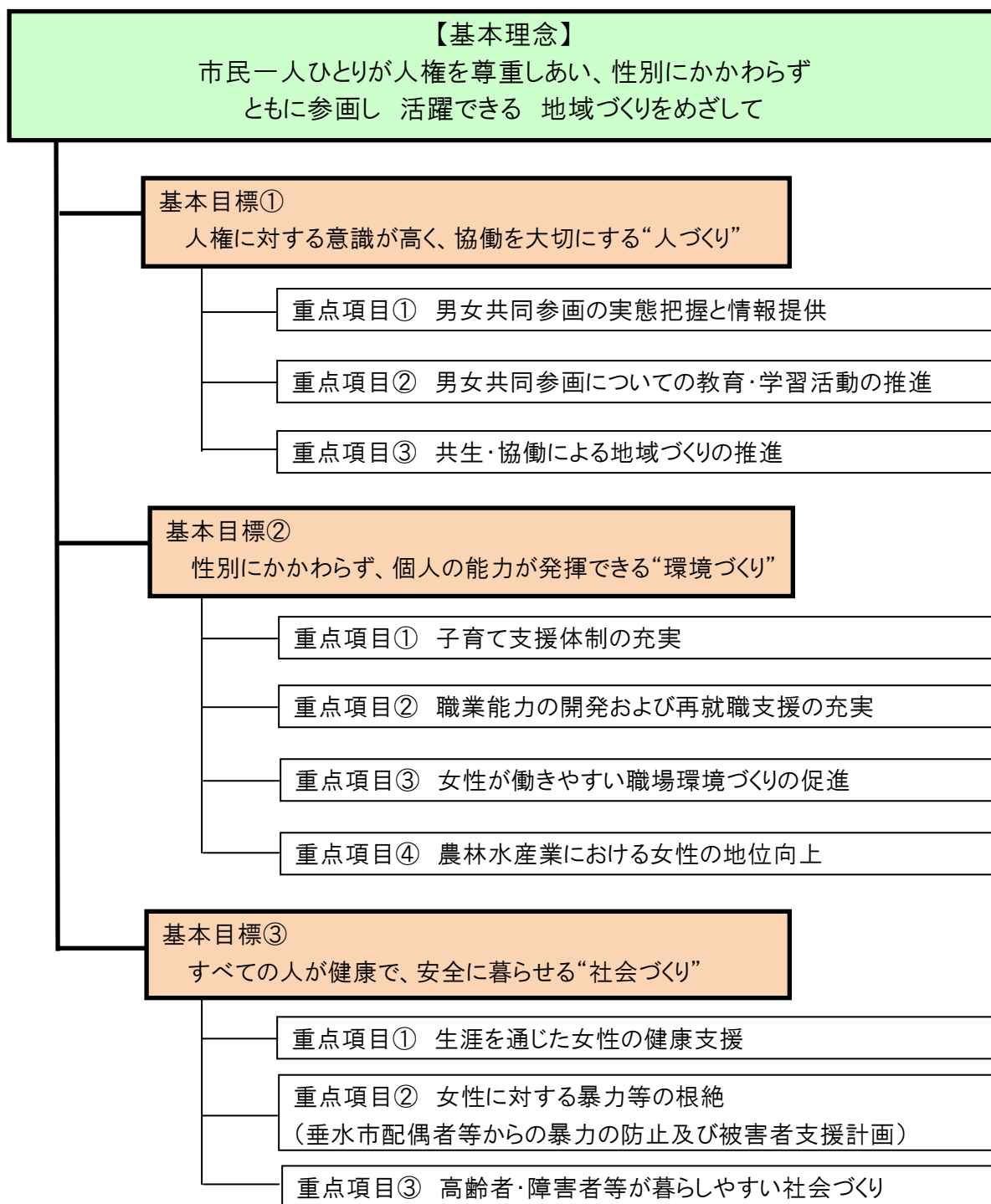
基本目標② 性別にかかわらず、個人の能力が発揮できる“環境づくり”

基本目標③ すべての人が健康で、安全に暮らせる“社会づくり”

第3章 基本計画

基本理念ならびに基本目標を実現するために、10 の重点項目を設定し、基本施策を展開します。

基本計画の体系



第1節 人権に対する意識が高く、協働を大切にする“人づくり”

1. 男女共同参画の実態把握と情報提供

【現状と課題】

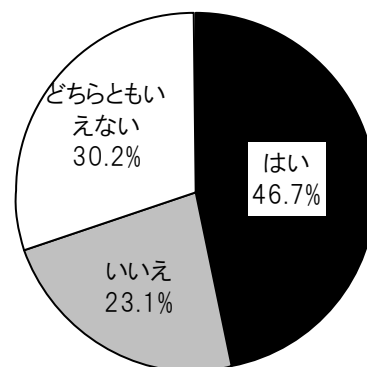
市民意識調査の結果からは、男尊女卑の風土が残っていると感じている人が多く、家庭、職場、地域社会など、社会の様々な場面で男女の地位が不平等であると感じている人も多くなっています。

また、男女共同参画の意義や取り組みについては、言葉は認知しているものの、内容については市民に広く浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうした中で、男女間の不平等感を解消し、男女共同参画を推進していくためには、まず、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、意識を改革していく必要があります。そのため、市民に対して、男女共同参画についての広報啓発を進める必要があります。

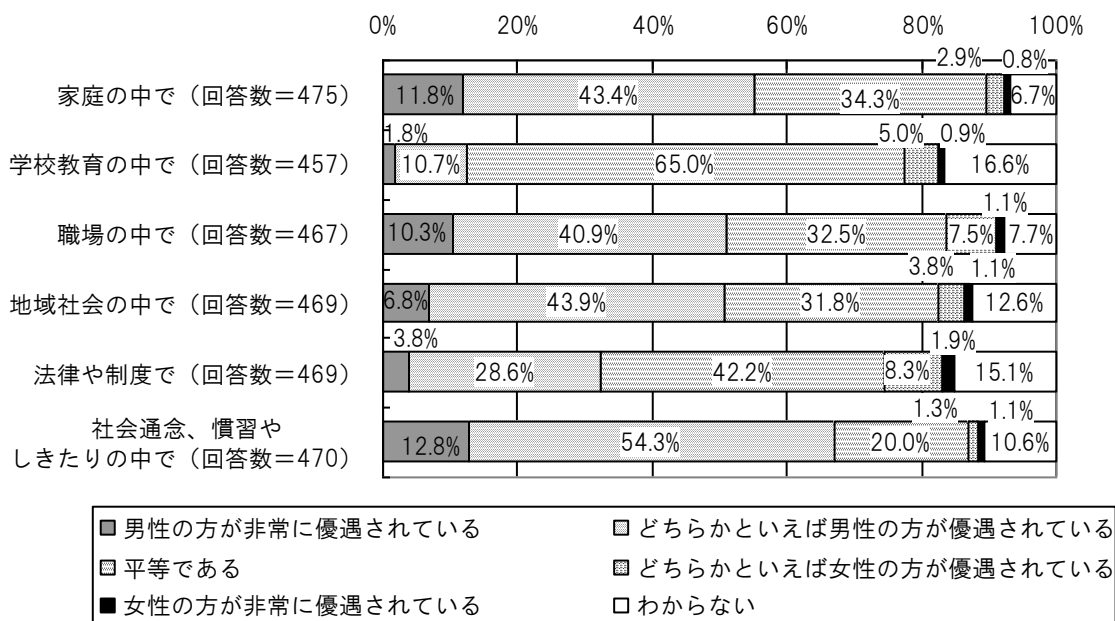
一方で、行政においては、男女共同参画の現状等について実態を把握するとともに、様々な場面を通してわかりやすく情報を伝えていく必要があります。

グラフ1 男尊女卑の気風が残っていると思うか。
(回答数=490)



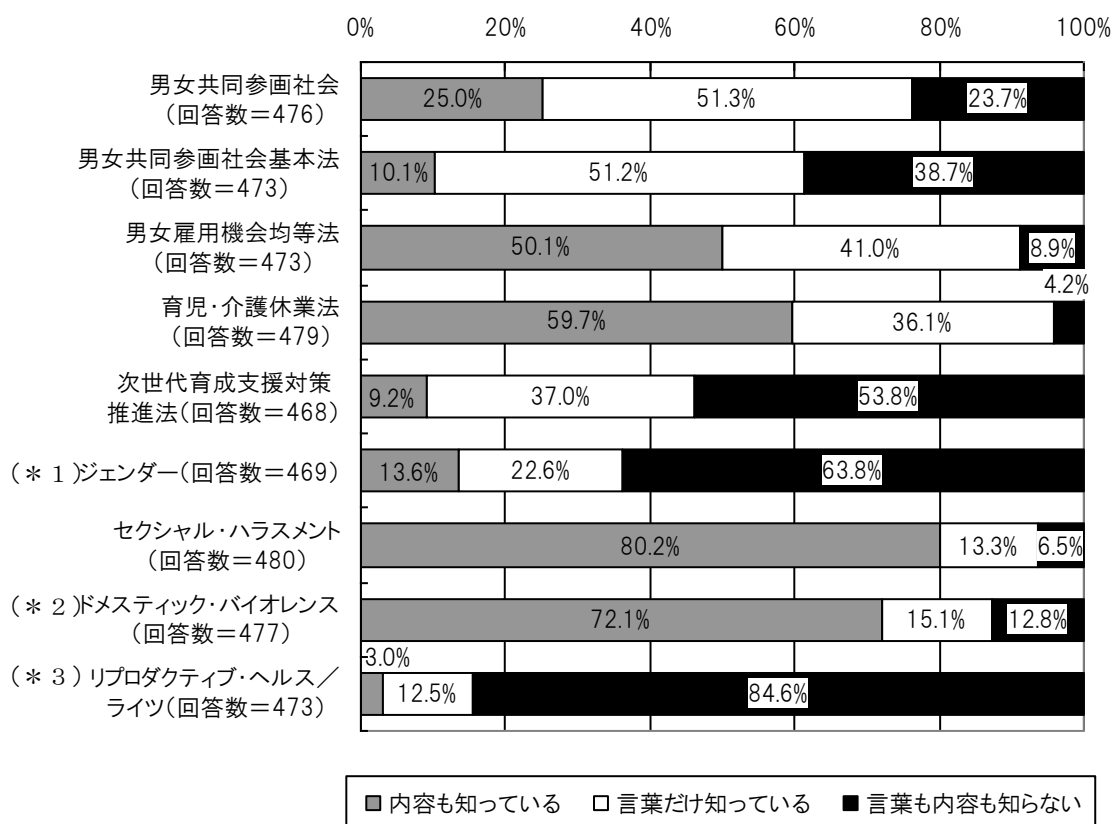
資料：男女の意識に関する調査（平成20年度）

グラフ2 男女の地位が平等になっていると思うか。



資料：男女の意識に関する調査（平成20年度）

グラフ3 次の言葉を知っているか。



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

*** 1 ジェンダー**

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*** 2 ドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)**

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)における「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

＊ 3 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

資料：内閣府「男女共同参画関係用語」、「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」等より作成

【施策の方向】

① 法令や制度ならびに関連データの収集・分析

関連する法令や制度の情報収集を図るとともに、関係機関等との連携により、関連データを定期的に収集・分析し、本市における男女共同参画の実態把握に努めます。また、市民の意識等については、定期的な調査を実施し、市民の意識の変化等を把握し、今後の政策面への反映に努めます。

具体的施策	担当部署
●法令や制度等に関する情報収集	企画課
●各種データの収集・分析による実態把握	企画課
●定期的な市民意識調査の実施	企画課

② わかりやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画については、関連する用語の内容が十分に理解されていないことから、わかりやすいパンフレットづくりや関連図書を整備することにより、市民の理解促進を図ります。また、市報等による広報をはじめ、様々な地域活動等と連携し、広報活動の充実を図ります。

具体的施策	担当部署
●わかりやすいパンフレット等の作成および関連図書の整備	企画課
●広報誌等を通じた広報・啓発活動の推進	企画課
●地域活動と連携した広報活動の推進	企画課
●男女共同参画週間等を利用した広報活動の充実	企画課

2. 男女共同参画についての教育・学習活動の推進

【現状と課題】

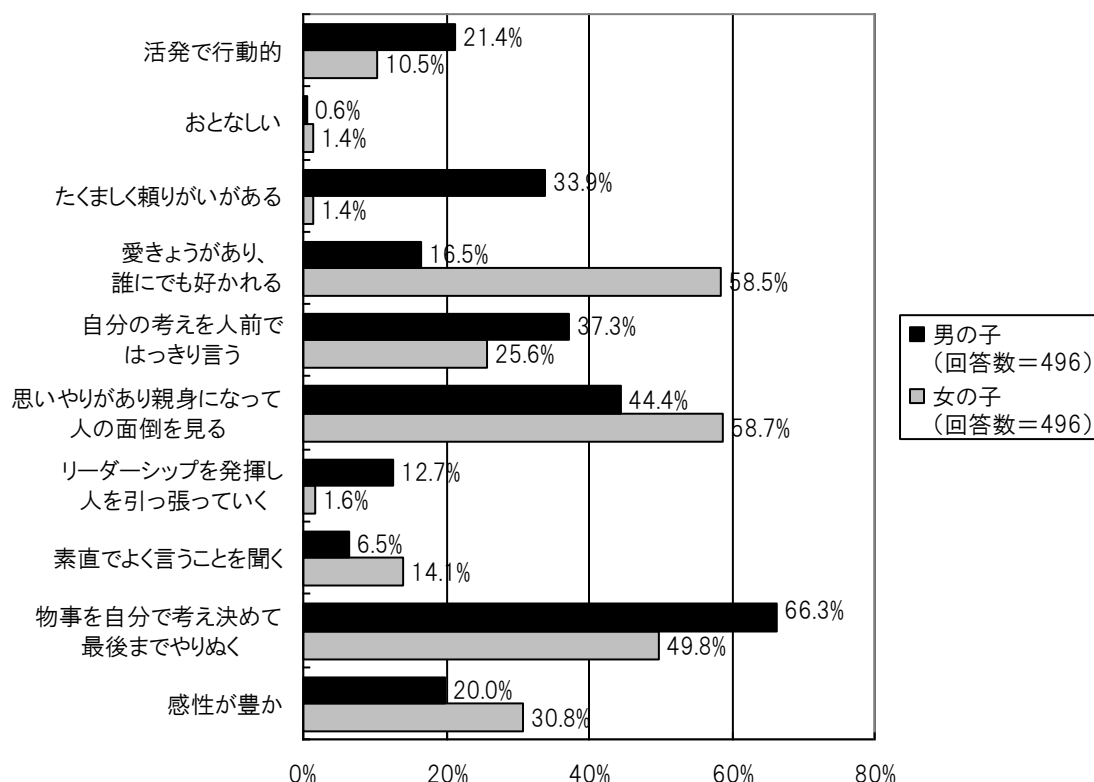
男女共同参画社会の実現には、市民が男女共同参画社会についての正しい認識や自立の意識を有することが不可欠です。そのため、広報啓発活動とあわせ、様々な場面を通じた教育・学習の機会を持つことが必要です。

特に、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであり、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要になります。ただ、市民の多くは、学校教育の中では男女の地位が平等であると感じています。また、子どもの育て方についても、男らしく、女らしくという考え方も残ってはいますが、徐々にそうした傾向は薄れつつあります。

このため、学校教育の中では、男女共同参画だけにとらわれず、人権や協働という観点からの教育を推進していくことが必要です。

一方、子どもの教育とあわせて、市民が男女共同参画について学ぶ機会も必要です。特に、市職員や教育関係者等については、男女共同参画の推進に率先的な役割を持つことから、研修等の充実を図り、理念等の理解の促進に努める必要があります。

グラフ4 子供にどのように育てて欲しいと思うか。



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① 学校での人権や協働についての教育の推進

学校教育においては、男女共同参画だけでなく、様々な人権問題についての理解を進めるための教育を進めます。また、授業とあわせ様々な課外活動を通じて、男女双方についての理解を図るとともに、協働の大切さについての理解を促進します。

具体的施策	担当部署
●全教育活動を通じた人権教育の推進	学校教育課
●垂水セカンドスクールや垂水ボランティア少年団等を通じた協働活動の推進	学校教育課、社会教育課
●小規模校の特性を生かした協働活動の推進	学校教育課
●子どもの成長段階にあわせた段階的な性教育の実施	学校教育課

② 男女共同参画に関する学習機会の提供

人権教育研修会や高齢者学級等を活用し、市民に対して、男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会を提供します。

具体的施策	担当部署
●人権教育研修会等を活用した講座の開催	社会教育課
●高齢者学級等を活用した研修の実施	社会教育課
●出前講座を活用した研修の実施	社会教育課

③ 行政職員等への研修の実施

行政職員や教育関係者については、率先して男女共同参画に対する理解を深めてもらう必要があることから、研修会を通じて男女共同参画社会に関する正確な理解の浸透を図り、意識の啓発に努めます。

具体的施策	担当部署
●市職員に対する研修の実施	企画課
●教育関係者に対する研修の実施	企画課

3. 共生・協働による地域づくりの推進

【現状と課題】

これからの地域社会づくりには、行政だけではなく、振興会や企業等の多様な主体が協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが求められています。特に、過疎・高齢化が進む本市においては、地域による協働が非常に重要になってきています。

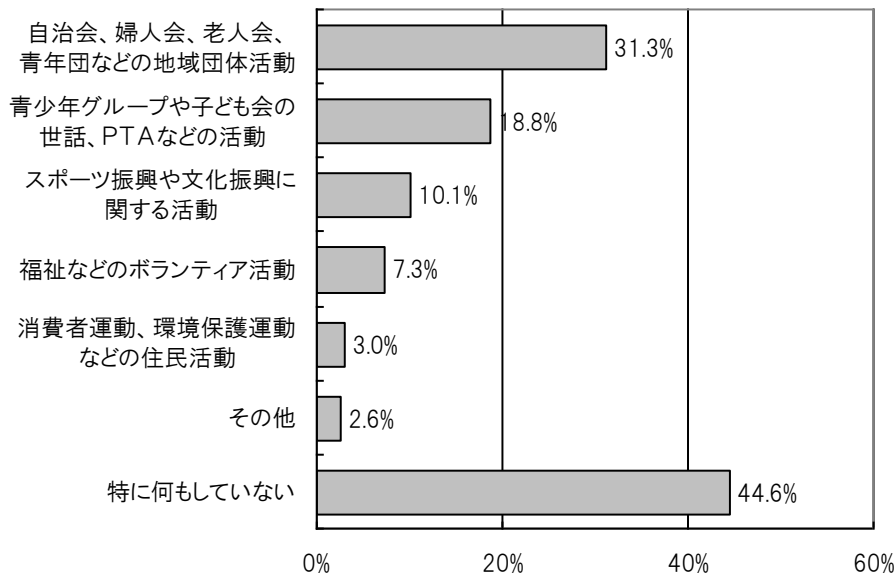
本市ではこれまでも、様々な市の計画を策定する過程で地域での学習会や話し合いを進めたように、政策立案の過程への市民の積極的な参加を進めており、市民の間での意識も高まりつつあります。

今後も、鹿児島大学公開講座等を活用しながら、住民自らが主体となる地域づくりを推進するとともに、そうした活動に携わる人材や組織の育成に努めていくことが必要です。

一方、地域活動では様々な形で女性の参画が進んできてはいますが、政策・方針決定過程における女性の参画はいまだ少なく、女性の意思を十分に反映できる状況にあるとはいえません。例えば、本市の市議会議員には女性議員が1人もおらず、公的な立場からの女性の意思の反映は十分な状況とは言えません。社会の構成員である男女双方の意思を公正に反映させるためには、女性に公的な役割を担ってもらっていくことも重要です。

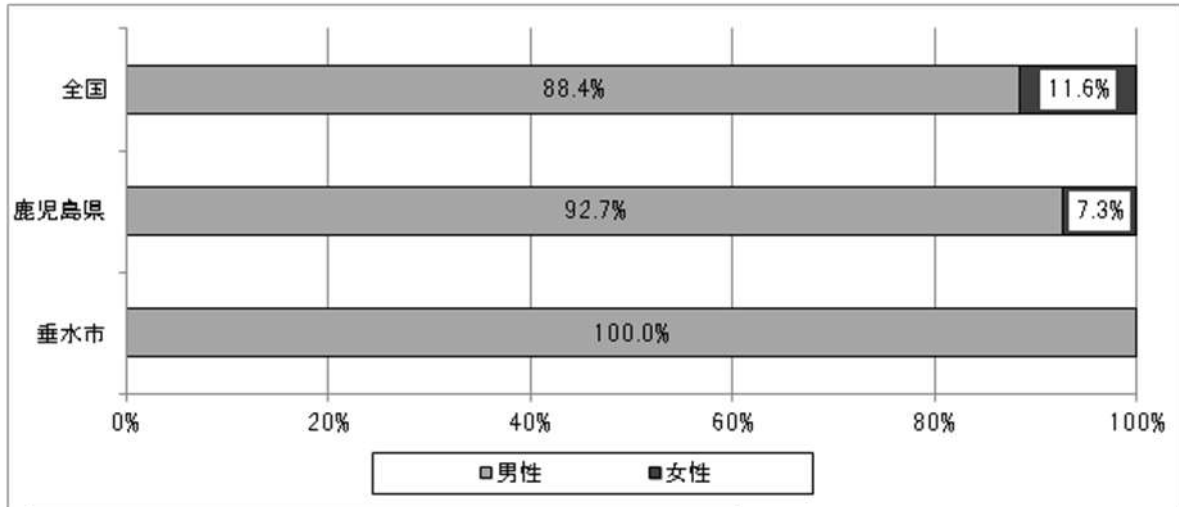
このため、政策を立案、決定していく過程に、これまで以上に女性を積極的に登用するとともに、女性が参画していることが当たり前であるという意識の醸成が必要です。

グラフ5 どのような地域活動に参加しているか。
(回答数=496)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

グラフ6 市区町村議員に占める男女比



資料：地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等（総務省）
平成24年12月31日現在

【施策の方向】

① 共生・協働を推進する人材および組織の育成

共生・協働を推進する人材の育成ならびに組織の育成を図ります。

具体的施策	担当部署
●鹿児島大学公開講座を活用した研修	企画課
●地域振興計画を活用した地域づくりの推進	企画課
●共生・協働の活動事例についての情報提供	企画課

② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の審議会等については、女性委員の登用を促進するとともに、様々な分野で女性が活躍できるように、個性的な技術・能力を持っている女性の人材の発掘を行います。

また、市の職員についても、女性職員の人材育成や登用をこれまで以上に積極的に進めます。

具体的施策	担当部署
●審議会等への女性委員の登用促進	企画課
●農業委員会への女性委員の登用促進	農業委員会
●女性の人材に係る情報の収集及び提供	企画課
●女性の管理職への登用	総務課

第2節 性別にかかわらず、個人の能力が発揮できる“環境づくり”

1. 子育て支援体制の充実

【現状と課題】

男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。特に、女性の就労に関しては、市民は男女とも肯定的な意見が多く、より積極的な支援を図ることが必要です。

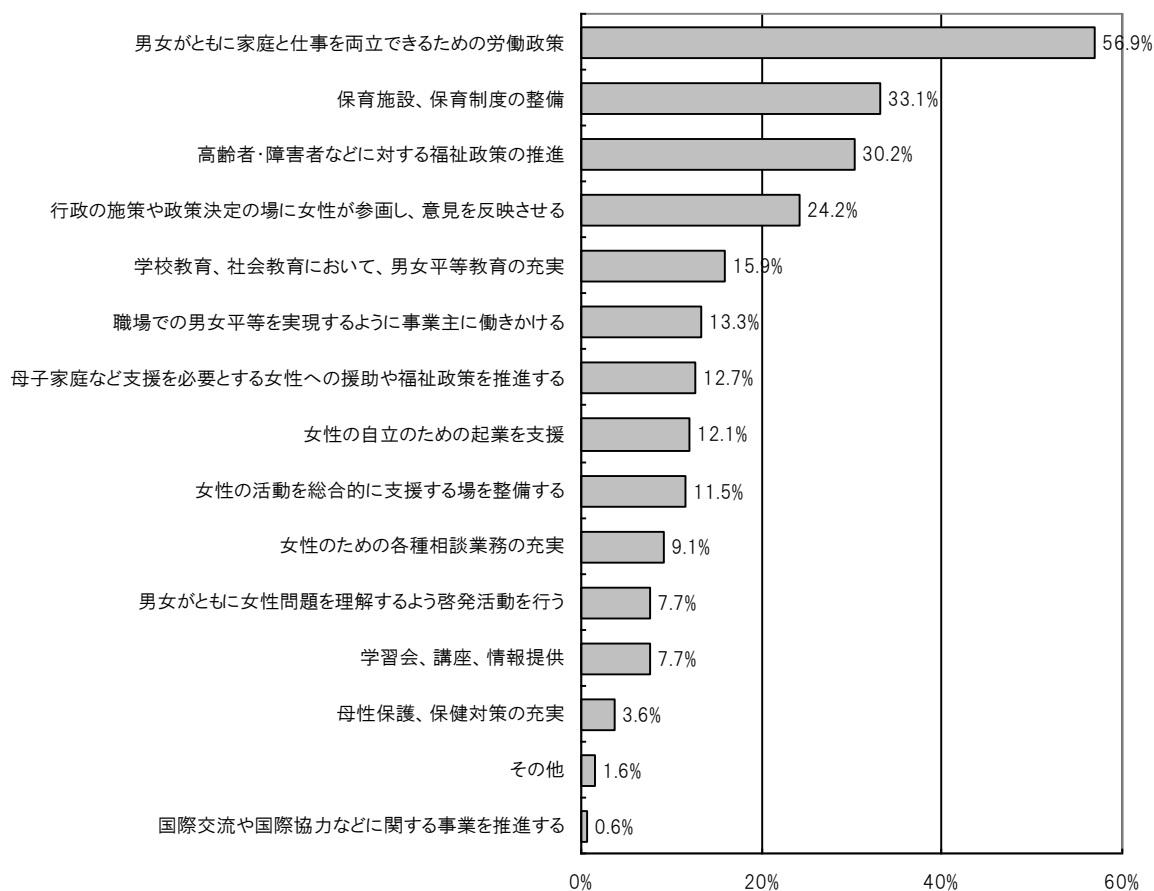
その際に重要な鍵となるのが子育て支援策です。

本市では、これまでも保育所の整備をはじめとする様々な子育て支援策を実施してきましたが、女性の就業意欲がますます高くなってきている中で、さらなる充実が求められています。

このことは、市民意識調査結果でも明らかで、男女共同参画社会の実現のためには、子育てに対する支援策の充実が強く求められています。

このため、保育サービスの充実はもとより、地域社会等の支援体制などを含めた総合的な子育て支援に取り組んでいく必要があります。

グラフ7 女性の地位向上や男女共同参画の推進のために、行政に何を望むか。
(回答数=496)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① 多様なニーズに応えられる保育サービスの提供

女性の働き方が多様化している中で、子育て支援に対するニーズも多様化していることから、延長保育や病後児保育などの保育サービスを充実するとともに、母親同士の交流の場の拡充などにも努めます。

具体的施策	担当部署
●延長保育や病後児保育など、多様な保育サービスの提供	保健福祉課
●児童クラブ等の拡充	保健福祉課
●子育てサロン等、母親等の集いの場の拡充	保健福祉課
●子育てパスポート事業の拡充	保健福祉課

② 子育てを支える民間団体及び人材の育成

よりきめ細かいサポートができるように、子育て支援等に係わる人材や組織の育成に向けた取り組みを進めるとともに、一人ひとりの子どもの育ちに学校や家庭だけが関わるのではなく、社会全体で応援するための体制づくりを推進します。

具体的施策	担当部署
●子育て支援等に係わる人材の育成	保健福祉課
●子育てに関わるNPO等の情報収集や活動支援	保健福祉課
●たるみず学校応援団の育成	社会教育課
●少年の非行防止・犯罪被害防止対策の推進	社会教育課

③ 子育てに係る経済的支援の実施

子育てについて最も大きな負担となっている経済的な負担について、少しでも負担を軽減できるように、各種制度の適切な運用に努めるとともに、市独自のサポート体制も充実します。

具体的施策	担当部署
●児童扶養手当の支給	保健福祉課
●乳幼児等医療費助成の実施	保健福祉課
●ひとり親医療費助成事業の実施	保健福祉課
●幼稚園多子世帯保育料軽減事業の継続	学校教育課
●奨学金制度の実施および他の奨学金制度等についての情報提供	学校教育課
●子育て世帯等への定住促進住宅等の家賃減免	土木課

2. 職業能力の開発および再就職支援の充実

【現状と課題】

女性の就業動向をみると、結婚や出産を契機に仕事をやめて家庭に入り、その後再度仕事をはじめるといった人が多くなっています。こうした傾向は本市においても同様であり、市民の意識も男女を問わず、そうした形を望む人が多くなっています。

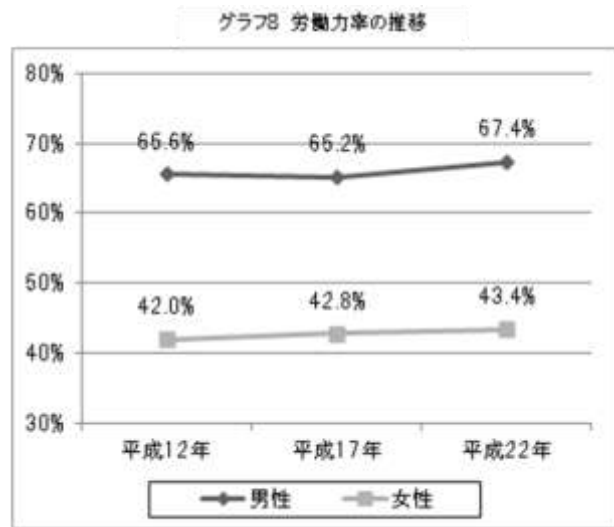
こうした中で、働きたい女性が働ける環境づくりを進めるためには、女性の再就職への支援を充実していくことが必要です。

また、社会・経済環境が変化する中で、就業者に求められる能力も大きく変わっ

てきています。これらに対応するため、労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については、性別にかかわらず個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発等の支援が必要です。

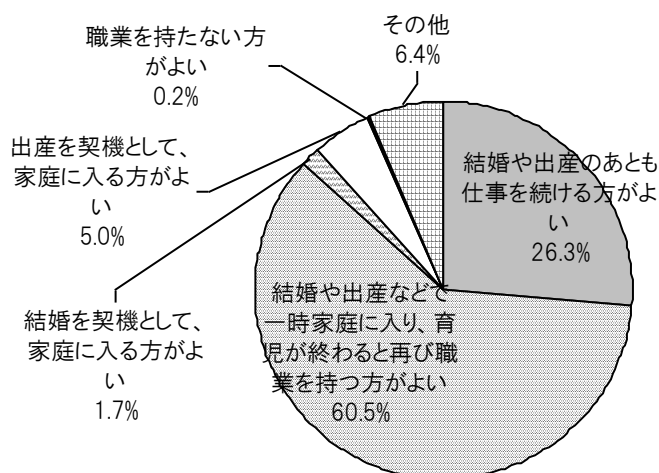
一方で、近年、全国的には女性や高齢者による起業活動が盛んになっています。本市においても、食品関連等の分野でグループによる事業を開始している女性が増えてきています。こうした活動は、地域の活性化にもつながっており、大いに振興を図っていくことが必要です。

このため、国、県等が行っている様々な起業支援策についての情報提供や相談活動を行い、女性の起業への支援に取り組んでいくことも必要です。



資料：各年の国勢調査

グラフ9 女性が仕事を持つことについてどのように思うか。
(回答数=483)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① 女性の再就職への支援

再就職を希望する女性に対しては、関係機関と連携しながら、支援制度を含めた情報提供や相談を行うとともに、地元企業等への職場体験などを通して、再就職を支援します。また、できるだけ市内での就業を図るために、雇用の場の確保に向けた企業誘致にも積極的に取り組みます。

具体的施策	担当部署
●子育て女性に対する再就職支援相談窓口(マザーズコーナー)の周知	水産商工観光課
●事業主等に対する制度の普及・啓発	水産商工観光課
●就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供	水産商工観光課
●雇用を創出できる企業誘致活動の充実	企画課

② 女性の能力開発への支援

再就職等をする際に必要な能力開発については、国の事業等を活用しながら、能力開発の機会を提供します。また、ハローワーク等の専門機関を活用し、個々の能力が発揮できるような相談・助言を行います。

具体的施策	担当部署
●母子家庭の母等に対する職業訓練の実施	保健福祉課
●職業能力開発に関する各種機関や制度の情報提供	水産商工観光課

③ 女性の起業活動等に対する支援

商工会等との連携を図りながら、国、県等の支援策についての情報提供や相談などを通じて、起業活動を支援します。また、国の事業等の活用を検討し、各種支援に取り組みます。

具体的施策	担当部署
●法人設立等に関する講座や研修会の開催等各種支援の実施	水産商工観光課
●商工会等での相談業務の充実	水産商工観光課
●ツーリズム推進協議会と連携した民泊受け入れの推進	水産商工観光課

3. 女性が働きやすい職場環境づくりの促進

【現状と課題】

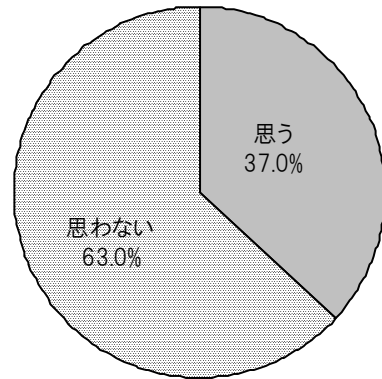
市民意識調査結果からは、職場においてはまだ女性に対する差別が残っていると感じている人が多くなっています。

特に、待遇面や身分保障の面では、依然不利益を受けていると感じている人が多く、早急に改善を図る必要があります。

また、女性が働きやすい環境づくりを進めるには、育児休業等の制度を効果的に活用していくことが必要ですが、思ったように取得できないことも多いようです。

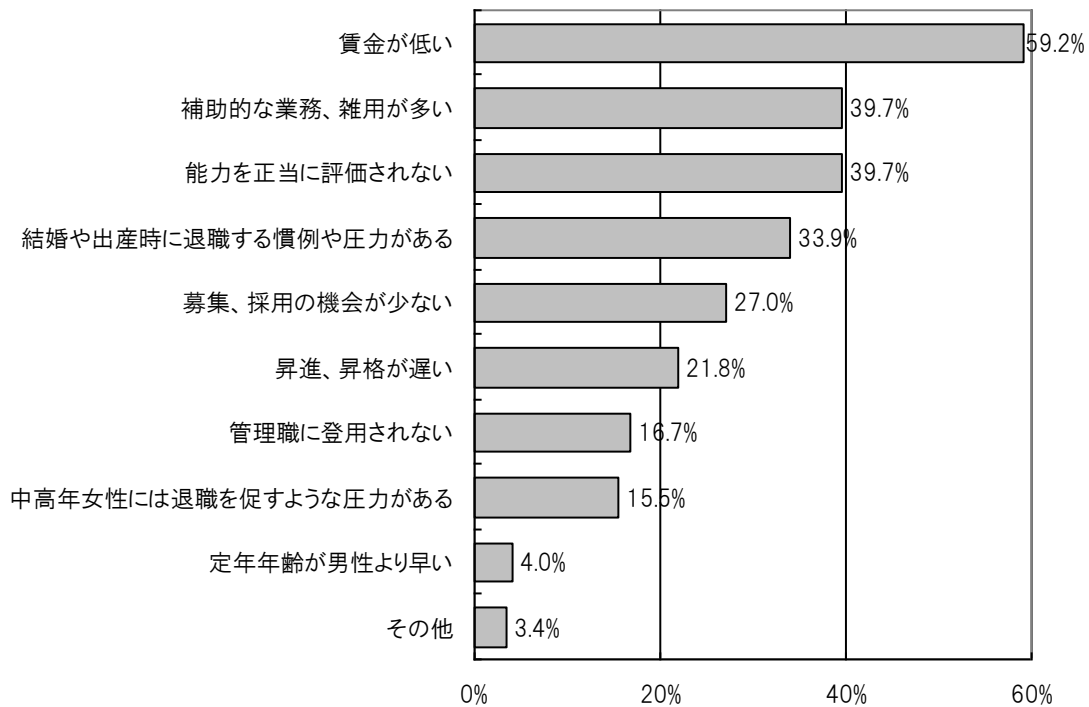
このため、ハローワーク等の専門機関と連携して、法令や制度に理解を深めるとともに、就業者が相談しやすい体制をつくり、女性が働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

グラフ10 職場などで女性が不当な扱いをされていると思うか。
(回答数=470)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

グラフ11 女性が不当な扱いをされているのは、具体的にはどのようなことか。
(回答数=174)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① 男女雇用機会均等法等の法令遵守に向けた普及・啓発

男女雇用機会均等法等の内容がきちんと守られるように、関係機関と連携を図りながら、適正な労働条件に関する法令等の周知や広報を行うとともに、不当な扱いを受けた人が相談できるような体制づくりを進めます。また、より多くの女性が働けるように、多様な労働形態についての制度の理解促進に努めます。

具体的施策	担当部署
●法令や制度の周知・広報	水産商工観光課
●労働条件等の問題に対する相談への対応や専門機関の紹介	水産商工観光課
●多様な雇用形態制度への理解の促進	水産商工観光課

② 育児・介護休業等の利用促進に向けた普及・啓発

女性が仕事と子育て等を両立させていくためには、育児・介護休業等の制度をうまく活用していくことが必要なことから、実態の把握と情報提供を行うことにより、就業者と事業所双方の理解を図っていきます。また、より多くの事業所で女性が働きやすくなるように、助成制度等について事業所等に対する普及・啓発に努めます。

具体的施策	担当部署
●育児・介護休業等の取得状況の把握と情報提供	保健福祉課
●育児・介護雇用安定等助成金等などの事業所等に対する周知	水産商工観光課

4. 農林水産業における女性の地位向上

【現状と課題】

農業および水産業は本市の基幹産業であり、これらの産業においては、経営の担い手として女性の果たす役割が非常に大きくなっています。一方で、労働時間と生活時間を分けにくいことや、家族経営で貢献の割合がわかりにくいことなどから、女性の活躍が評価されにくい状況もあります。

このような中で、農業分野での女性農業経営士や家族経営協定締結の導入などを契機に、本市においてもこうした制度の普及が図られています。

水産業においては、女性は補助的な役割を果たしている場合が多く、十分な評価が得にくい環境にあります。

このため、様々な制度の理解と普及に努めるとともに、農業分野においては女性の認定農業者の育成に努めるなどして、引き続き女性の地位の向上を図っていくことが必要です。

一方、本市においては、女性が中心となって農水産物を活用した加工等への取り組みが進みつつあります。大野地区や道の駅たるみずを利用した複数の加工グループなどが農産物等の加工に取り組んでおり、また水産物についても、ブリ加工品の製造・販売や、カンパチを使った飲食店の展開など、漁協を中心に女性が活躍する機会が増えてきています。

今後は、新たな加工施設の整備等も予定されており、女性の加工グループの育成に取り組むことにより、女性がさらに活躍する場が拡充することが期待されています。

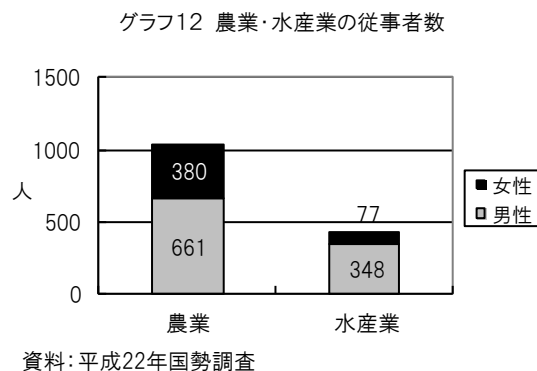


表1 市内の主な加工グループ

グループ名	人数
境グループ	5名
桜グループ	5名
おたけどんの郷・加工グループ	6名
若菜グループ	5名
加工グループ高峠わかば	9名

資料：平成24年度起業活動調査、ほか

【施策の方向】

① 農業における女性の地位向上

農業に従事する女性が、農業経営の担い手であることが位置づけられるように、認定農業者の育成などに取り組みます。

具体的施策	担当部署
●女性農業経営士の養成や女性の認定農業者の育成	農林課
●家族経営協定についての理解促進と普及	農林課
●新規就農等に対する相談の実施	農林課

② 加工グループ等の育成

各地域での加工グループ等の育成に向けて、各種事業の導入を図りながら、活動拠点の整備を図るとともに、活動グループの育成に向けた研修や話し合いなどへの支援を行います。また、具体的な事業展開に向けて、商品開発や販路開拓等について、専門機関との連携による助言指導を行うとともに、販路開拓の場の提供に努めます。

具体的施策	担当部署
●加工グループ等の活動拠点の整備	農林課、水産商工観光課
●グループづくりに向けた話し合い等の促進	農林課、水産商工観光課
●専門機関との連携による商品開発等に対する助言・指導	農林課、水産商工観光課
●イベント等を利用した販売機会の提供	農林課、水産商工観光課



第4回大野原(うのばい)いきいき祭り。

特産のつらさげ芋は、加工グループによる加工品の開発も進められている。

第3節 すべての人が健康で、安全に暮らせる“社会づくり”

1. 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

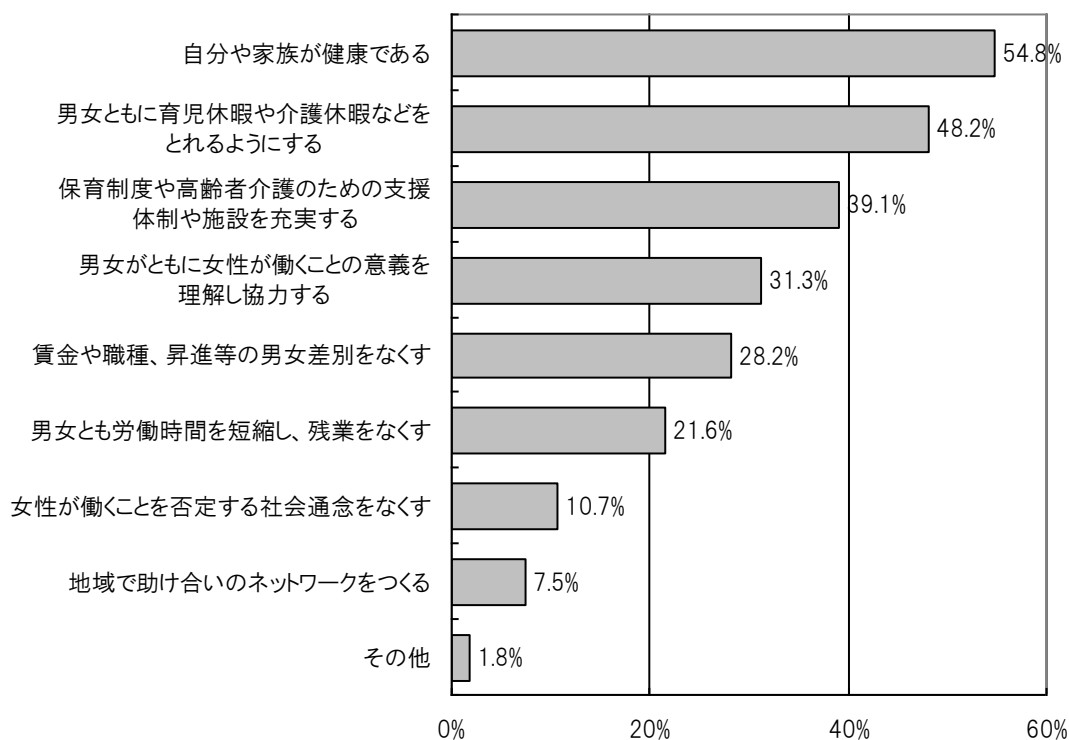
健康の維持は人々の生活の基本となるものであり、男女共同参画を推進する上でも欠かせないものです。

市民意識調査結果でも、女性が仕事を続ける条件として、「自分や家族が健康であること」が最も多くあげられており、男女共同参画を推進する上でも、市民の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

特に、女性の場合は、妊娠や出産の可能性を持っており、特有の身体的特徴やライフサイクルと、それらに伴う心身の変化により、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

このため、男女を問わず、生涯を通じた健康づくりへの支援に取り組むことが重要ですが、特に、女性についてはライフサイクルにあわせた、総合的な健康管理・健康づくりへの支援に取り組んでいく必要があります。

グラフ13 女性が仕事を続けるには、どのような条件が必要だと思うか。
(回答数=496)



資料：男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① 生涯を通じた女性の健康の保持増進

女性が生涯を通じて主体的に健康管理を行うことができるように、相談事業や指導事業等を推進します。特に女性特有の病気についての理解を深めるとともに、検診等の受診を積極的に進め、早期発見・早期治療に結びつけるようにします。

具体的施策	担当部署
●特定健康診査・特定保健指導を通じた健康管理の推進	市民課、保健福祉課
●乳ガン・子宮ガン検診についての啓発および受診勧奨	保健福祉課
●女性に多い病気や健康づくりに対する知識の啓発	保健福祉課
●食生活改善指導の推進	保健福祉課
●健康教育・健康相談の実施	保健福祉課

② 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠から出産まで適切な保健・医療サービスが受けられるように、妊婦検診の拡充などにより、母子保健対策を充実します。また、市内には産科、小児科がないことから、妊婦等の不安を解消するために、訪問活動を行うとともに、電話相談についての周知を図ります。

具体的施策	担当部署
●妊婦検診の回数の拡充等による健康管理の充実	保健福祉課
●「こんにちは赤ちゃん」等を通じた訪問活動の充実	保健福祉課
●県医師会との連携による夜間相談の推進	保健福祉課
●予防接種率の向上のための啓発活動の充実	保健福祉課
●不妊に関する相談	保健福祉課

③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズ、薬物乱用等の健康に甚大な影響を及ぼす問題については、影響や、予防、治療まで正しい知識の普及・啓発に努めます。

具体的施策	担当部署
●エイズ予防の正しい知識の普及・啓発活動の推進	社会教育課、保健福祉課
●薬物乱用防止のための啓発	社会教育課
●喫煙、飲酒の健康への影響に関する情報提供や受動喫煙防止対策の普及促進	社会教育課、保健福祉課

2. 女性に対する暴力等の根絶

(垂水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

【現状と課題】

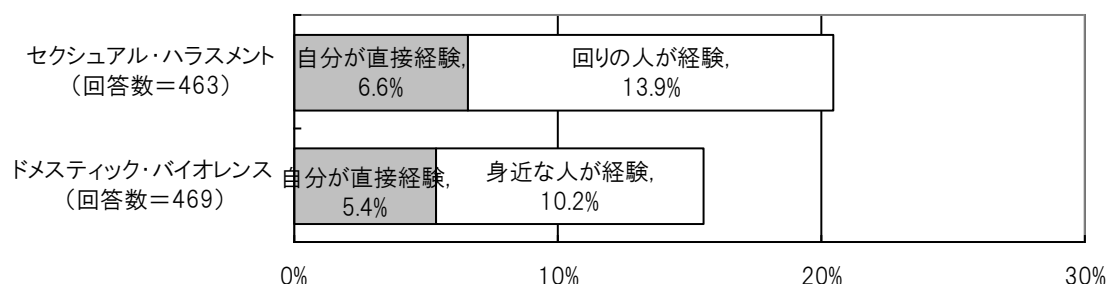
暴力については、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。中でも、近年社会問題として顕在化し、増加してきているセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為などについては、被害者の大部分は女性であり、早急な対応が求められています。

市民意識調査結果では、本市においても、セクシュアル・ハラスメント、DVを自分自身や周辺で体験した市民が約2割います。一方で、こうした問題は表面化しにくいという特徴をもっており、適切に対応することが難しい面もあります。

市民意識調査結果でも、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた経験がある人のうち、約3割の人は、だれにも相談ができないと回答しています。また、DVについては個人レベルでの解決は難しいと認識している市民が多く、解決手段として公的機関への期待が強くなっています。

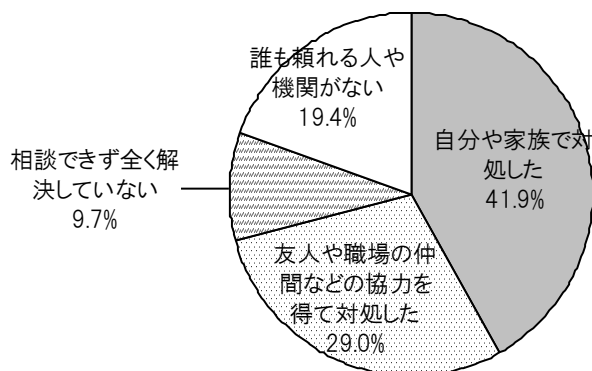
こうした暴力行為については、行政のみでは対処できないことも多いことから、地域の組織や専門機関等と十分な連携を図りながら、情報収集から相談、解決までの流れをきちんと整え、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

グラフ14 セクシュアル・ハラスメントやDVの経験



資料: 男女の意識に関する調査(平成20年度)

グラフ15 セクシャル・ハラスメントにどのように対処したか。(回答数=31)



資料: 男女の意識に関する調査(平成20年度)

【施策の方向】

① DV等の女性に対する暴力の予防と支援体制の充実

DV等の女性に対する暴力については、相談窓口についての周知を図るとともに、民生委員をはじめとする地域組織との連携により、迅速な情報の把握に努めます。また、その対応については関係機関との十分な連携を図りながら、早急な解決を図ります。

具体的施策	担当部署
●「女性に対する暴力をなくす運動」等による意識啓発	企画課
●配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携体制の構築	企画課、保健福祉課
●DVIに関する相談窓口の周知	保健福祉課
●DV被害者への生活や住宅等の自立支援体制づくり	企画課、土木課

② セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントについては、相談に対応し、支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携による解決を図ります。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主等に対する周知・啓発を徹底します。

具体的施策	担当部署
●相談への対応及び支援に関する情報提供	保健福祉課、市民相談サービス課
●関係機関との連携体制構築への支援	企画課
●事業主に対する法制度等の普及・啓発	企画課

③ 性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進

被害者の心情に配慮した迅速かつ適切な対応に取り組み、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等、性犯罪の防止に向けた施策を推進します。

具体的施策	担当部署
●性犯罪被害者の立場に立った相談環境の充実	社会教育課、保健福祉課
●関係機関との連携による性犯罪等への迅速な対応	社会教育課、保健福祉課
●売買春防止のための啓発や売買春防止対策の推進	社会教育課、保健福祉課

3. 高齢者・障害者等が暮らしやすい社会づくり

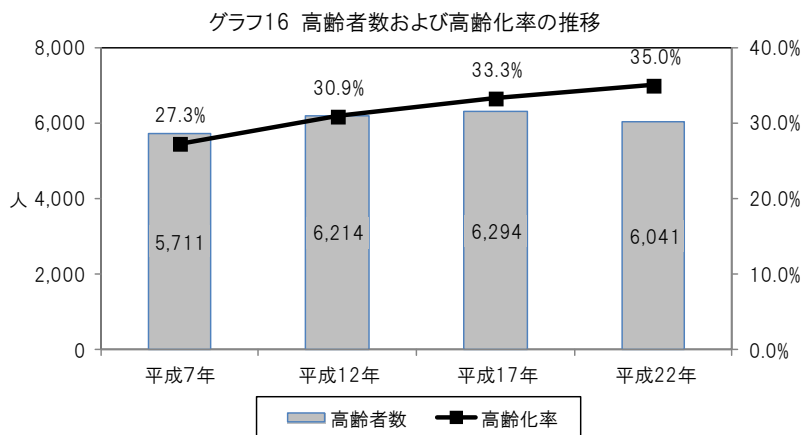
【現状と課題】

本市は、急速に高齢化が進展しており、平成 25 年 12 月末の住民基本台帳では、高齢化率が 36.28%となっています。また、高齢者に占める女性の割合は 60.55%と高く、高齢社会への対応は男女共同参画の視点からも大きな課題となっています。

一方、高齢社会の大きな課題のひとつである介護の問題に目を向けると、主たる介護者は女性が非常に多くを占めています。現状では、介護の負担が女性に偏りがちであり、介護の問題は女性の問題でもあります。

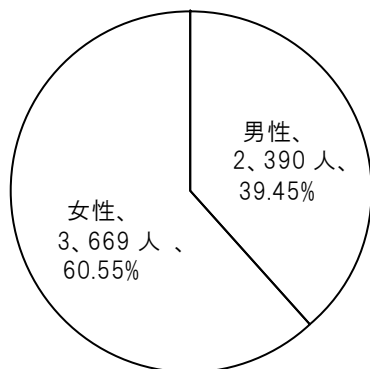
こうした中で、特に女性に偏りがちである介護負担を軽減するためには、必要な人が必要なサービスを適切に受けられるように、介護保険事業の適正な運用に努めると同時に、介護保険事業で支えきれない部分については、地域全体で支え合う仕組みづくりも必要です。

また、高齢者自身に目を向けると、心身ともに健康で、要介護状態にならないことが最も重要です。そのためには、高齢者の健康づくりや社会参加を図り、自立した生活を進めるとともに、介護予防に力を入れていくことが必要となっています。



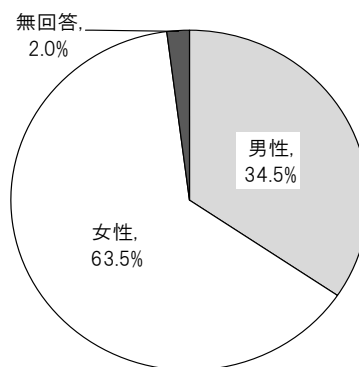
資料：各年の国勢調査

グラフ17 高齢者に占める女性の割合



資料：住民基本台帳(平成 25 年 12 月末現在)

グラフ18 主たる介護者の性別



資料：平成23年度高齢者実態調査

【施策の方向】

① 高齢者等の社会参加の促進

高齢者等が元気で活躍できる社会づくりを進めるために、老人クラブや生涯学習等への参加を促進するとともに、働くことを生きがいとする高齢者が多いことから、高齢者が働きやすい環境づくりに努めます。また、高齢者等が不自由さを感じずに自立して生活できるような社会基盤の整備を進めます。

具体的施策	担当部署
●老人クラブや高齢者学級等への参加の促進	社会教育課、保健福祉課
●高齢農業者等が販売できる施設整備の促進	農林課、水産商工観光課
●シルバー人材センターへの登録の促進	保健福祉課
●事業所における障害者雇用の促進	水産商工観光課
●公共施設等のバリアフリー化の推進	関係各課
●高齢者等に対応した住宅供給の促進	土木課

② 要介護者への支援の充実と介護予防の強化

介護保険事業者との十分な連携を図り、サービスが必要な人がいつでもサービスを受けられる、安心できる地域社会づくりを進めます。特に、地域での介護体制を充実するために、地域密着型サービスの充実を図るとともに、地域で支える体制づくりを進めます。また、要介護状態にならないために、地域支援事業の充実を図ります。

具体的施策	担当部署
●在宅サービスおよび施設サービスの充実	保健福祉課
●地域密着型サービスの拡充	保健福祉課
●地域支援事業の充実	保健福祉課
●生活支援の充実	保健福祉課
●認知症対策の強化	保健福祉課
●地域ケア体制の構築	保健福祉課
●成年後見制度の普及ならびに高齢者の虐待防止の推進	保健福祉課
●家族介護支援事業の推進	保健福祉課
●障害者の自立支援に向けたサービスの充実	保健福祉課

③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

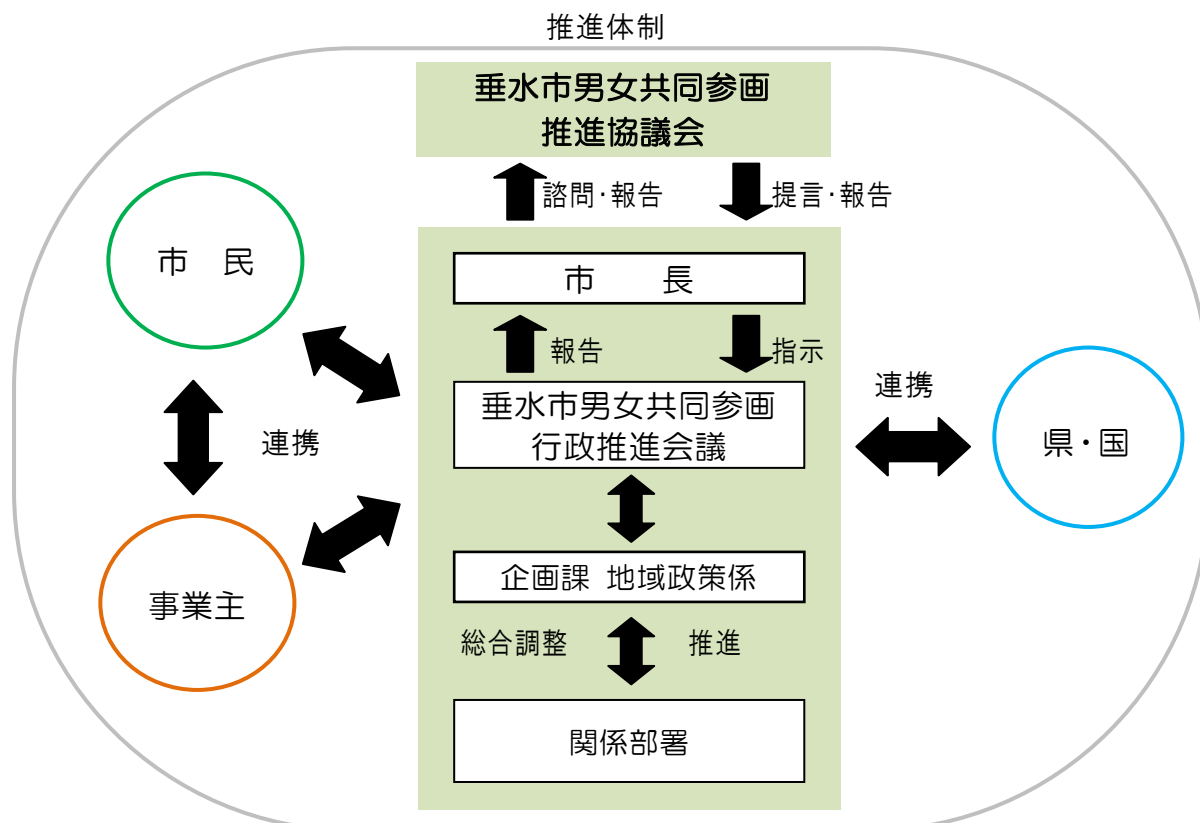
地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図ります。また、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った対応を図ります。

具体的施策	担当部署
●垂水市地域防災計画・水防計画に基づく防災対策の計画的推進	総務課

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

計画の推進に当たっては、垂水市男女共同参画推進協議会の意見や提言をはじめ、市民の意向などを尊重しながら、関係部署が一体となって、総合的かつ計画的な取組を進めます。



2. 進行管理および評価

本計画に掲げた施策の管理は担当部署により行い、毎年度進捗状況を把握・点検します。

また、本計画に基づいた関連施策に対する評価は、垂水市男女共同参画推進協議会において、本計画見直しから4年目に実施することとします。

進行管理スケジュール

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
			←…→ 中間評価		進捗状況調査			←…→ 中間評価	→
				←…→	計画見直し			計画見直し	←…→